

2024年5月28日  
学校法人ヒラタ学園

## 事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告について

2024年5月28日、弊学園の不適切な整備処置及び、運航により、国土交通省大阪局から事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

この度の事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告を重く受け止め本事案が発生した原因を確認の上、必要な再発防止対策を実施し、安全管理体制の再構築とコンプライアンス教育を実施して安全運航と信頼回復に努めてまいります。

令和6年5月28日

学校法人 ヒラタ学園  
理事長 平田 勇 殿

国土交通省 大阪航空局長  
村田 有



### 航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令

令和6年3月27日、4月2日、4月19日、及び4月24日に実施した、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条第2項に基づく立入検査等により、貴学園が運航する航空機に対し、不適切な航空機の整備が行われたことが判明した。

これを受け、法第134条第1項に基づく同種事案の有無についての報告徴収を実施した結果、下記1. 記載のとおり事実（以下「本件事実」という。）が確認された。

本件事実については、下記2. 及び3. 記載のとおり、法第112条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、下記4. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

なお、講じた措置については、令和6年6月27日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことが出来る。

#### 記

#### 1. 組織的な不適切整備及び運航の概要

##### (1) 組織的な不適切整備の概要

貴学園の航空機に不具合が発生した際に、別添のとおり、「①耐空証明の有効期限が切れた機体からの部品を流用した行為」、「②適切な不具合措置を行わない状態で運航の一時的な継続をした行為」、「③マニュアルと異なる部品を使った整備を行った行為」及び「④整備記録未記入、法第11条第1項ただし書の許可が必要な状況における当該許可の未取得、法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の未報告といった必要な手続きの不備」の事例が複数あった。また、これらの中にはヘリコプター整備課長の指示によるもの、整備部長及び整備管理課長も認識していたものが複数あった。

## (2) 組織的な不適切運航の概要

貴学園の航空機に不具合が発生した際に、別添のとおり、当時の運航部長の指示等により、機長が適切な整備措置等が行われていないことを認識しながら運航を継続した事例や、不具合が発生したことを航空日誌に記載しなかった事例が複数あった。

## 2. 違反行為等の認定

### (1) 組織的な不適切整備に係る違反行為

「①耐空証明が切れた機体からの部品の流用した行為」及び「③マニュアルと異なる部品を使った整備を行った行為」は、整備後に耐空性の確認することを求める法第19条第2項の規定に違反するものであると認められる。

「②適切な不具合措置を行わない状態で運航の一時的な継続をした行為」については、耐空性を維持するために必要な整備改造をすることを規定した法第16条の規定に違反するものであると認められる。

「④整備記録未記入」については、整備時に航空日誌への記載を規定した法第58条第2項の規定に違反するものであると認められる。また「法第11条第1項ただし書の許可が必要な状況における当該許可の未取得、法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の未報告」についてはそれぞれの法の規定に違反するものであると認められる。

また、いずれも、所定の方法及び部品を使用した必要な整備の実施と整備記録の作成について規定し、大阪航空局長が認可した整備規程に違反するものであると認められる。

さらにヘリコプター整備課長の指示によるもの、整備部長及び整備管理課長も認識していたものが複数あったことは、組織的な違反であったと認められる。

### (2) 組織的な不適切運航に係る違反行為

不具合が発生したことを機長が航空日誌に記載しなかったことは、航空機を航空の用に供した場合に航空日誌に記載することを規定した法第58条第2項の規定に違反するものであると認められる。

また、機長が適切な整備措置等が行われていないことを認識しながら運航を継続したことは、大阪航空局長が認可した運航規程に違反するものであると認められる。

さらに運航部長の指示によるものが複数あったことは、組織的な違反であったと認められる。

## 3. 事業改善命令の理由

上記2のとおり、貴学園においては、整備部門において複数の不適切な整備にかかる違反行為が組織的な関与の下で行われており、組織的な悪質性が認められる。また、

運航部門においても適切な整備措置がされていないことを認識しながら運航を継続するなどの違反行為が組織的な関与のもと行われており、複数部門での違反行為に該当する。

これらの違反行為の要因には安全運航よりも運航継続を優先するコンプライアンス意識の著しい欠如、安全に関する情報が学園内で報告され原因究明・対策を講じるための安全管理体制の不備などがあると考えられ、その背景として、ドクターヘリなどの公益性が高い事業等を的確に実施するために十分な予備品等が配備されていなかったことがあげられる。

以上より、本件事実について、法第112条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利便を阻害している事実がある」と認められる。

#### 4. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、安全確保が最大の使命であり、絶えず安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、今般、貴学園において組織的な不適切整備等が行われたことは、貴学園の安全方針に背く行為であり、貴学園の現行の安全管理体制下においては、航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがあると認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置を講じること。

##### (1) 安全管理体制の再構築

安全に影響のある事案が発生した場合には迅速かつ確実に学園内に報告され、それをもとに原因究明や必要な対策が講じられるよう安全管理体制の再構築を図ること。

##### (2) 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施

全従業員に対し、安全意識の徹底や法令・規定等の遵守の重要性を再認識させるための教育を実施すること。

##### (3) 必要な予備品の配備などの整備体制の確保

公益性及び緊急性の高いドクターヘリなどの航空運送事業に対応した予備品の適正な配置を含め、必要な整備体制のあり方を検証し早急に整備すること。

以上

令和6年5月28日

学校法人 ヒラタ学園  
理事長 平田 勇 殿

国土交通省 大阪航空局長  
村田 有



警告書

1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴学園においては、組織的な不適切整備作業及び運航が複数認められ、現行の体制下においては、航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがあると認められたことから、令和6年5月28日、事業改善命令を発出したところである。

これらの違反行為は、航空法及び航空法の規定に基づき認可を受けた貴学園の整備規程及び運航規程に違反したものであり、安全管理システムが適切に機能しておらず、貴学園の安全統括管理者が現場任せで安全管理体制を機能させる本来の職務を怠っていたことが認められる。

以上のことから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領（平成30年3月29日、国官参事第1340号）の規定に基づき、下記2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、貴学園が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

今般の状況を鑑み、安全管理統括管理者自身が安全管理規程に規定する運営方針を改めて理解、認識した上で、整備部門や運航部門を的確に管理し、安全管理体制を再構築するなど、安全統括管理者の職務についても改善措置を講じるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴学園に対して安全統括管理者の解任命令を行うことがあることを申し添える。

以上